月刊ナレッジ情報

平成24年3月号(vol.2)

大谷公認会計士事務所

₹600-8439

京都市下京区室町通五条上る

シゲトシビル4階

TEL075-361-7514 FAX075-361-7528 URL:www.pronet-kyoto.com/ohtani_web

定年退職後の生活設計(老齢年金編)

●60 歳定年退職者の社会保険・税金

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~						
	現 役 時 代	60歳	定 年 退 職 後 (A)			
年 金			裁定請求		年金受給	収入
失業給付	給与から	定	離職票の提出	失業給付の受給		入
健康保険	(社会保険・税金)	年	任意継続、国民健康保険に加入 又は健康保険の被扶養者		支出(自分で支払う)	
税金	. 天引	退 職	所得税→確定申告 (年金収入のみ 400 万円以下を除く)			
			住民税⇒普通徴収		2	

※定年退職後(A)からについては、雇用保険から失業給付を受給するか、又は年金の給付を受けるかを選択する事になります。また、健康保険や税金については、退職前までは給与から天引きされていた社会保険・税金が、退職後は自身で手続きや納付等をしなければいけなくなります。

# ●60 歳から 65 歳までの収支(一般的な例)

60 歳

	← 20 年以上勤務で 150 日 →				
収入	失業給付 (月額 20 万円)	老齢厚生年金(報酬比例分) (月額 10 万円)			
	健康保険料 月	額約 31,000 円			
支出	) 険料 15,000円				
	住民税 月額約 20,000				
生活費	約 134,000 円	約 34,000 円			
(収入-支出)					

上記図のように、失業給付の受給終了後受け取れる老齢年金は、65歳になるまでの間、 原則受けれる年金が少額となり、生活費に充てられる金額が僅かとなってしまいます。

その為、65歳まで働く、私的年金に加入しておき65歳までの期間の生活費に充てる等の 措置を取る必要が出てきます。

#### ●自身の年金加入記録が正しいかどうかのチェックポイント

①転職のある場合の記録

- ②平成9年1月以前の国民年金の記録
- ③共済の加入期間(定期便に記載されません) ③厚生年金基金の加入記録
- ④海外勤務の記録(国によっては記録が通算されます。)
- ※もし年金加入記録に不備が見つかった場合の確認先
  - ・厚生年金 ⇒ 当時の勤め先の管轄年金事務所
  - ・国民年金 ⇒ 当時住民票があった住所地の年金事務所

60歳 65 歳

厚生年金基金・確定拠出年金					
老齢厚生年金(報酬比例部分)※1		老齢厚生年金			
	老齢厚生年金	経過的加算額			
	(定額部分)	老齢基礎年金			
		加給年金※2			

- ※1老齢厚生年金(報酬比例部分)は①1年以上厚生年金に加入②受給要件25年をの両方 を満たしている場合に支給されます。
- ※ 2 加給年金は厚生年金加入期間が 20 年以上の被保険者で、配偶者が 65 歳になる までの間支給されます。
- ※3平成24年10月から3年に限り、過去10年の未払国民年金の後納保険料の納付ができます。 (申出日の属する年度から起算して3年度を超える期間については加算金がかかります。)

## ●貰える年金額の確認方法

- ①日本年金機構HPの「ねんきんネット」サービスを利用する。
- ②最寄りの年金事務所の窓口で「年金見込み額照会票」を作成してもらう。 ※年金の繰上げ・繰り下げによる試算も可能です。

#### ●老齢基礎年金の繰り上げの注意点

- ①障害になった場合に障害年金の受給ができない。 ②年金額が減額される。
- ③女性の場合、寡婦年金が受給できない。
- ※繰り上げ繰り下げの判断基準は難しいと言えます。何歳まで生きるかにより、損にもなり、 得にもなるからです。また、年金は物価スライドなので、将来年金額が減額される可能性が あります。

# ●年金の裁定請求の必要書類

①年金請求書(自宅に送られてきます)

②年金手帳(配偶者のものと両方)

③戸籍謄本・住民票・配偶者の所得証明

④通帳・認印 等

※年金基金や共済年金へ加入の方は別に請求必要です。

#### ●年金の支給がカットされる場合

- ①失業給付の受給中は年金が全額カット ②在職老齢年金による全部又は一部のカット ※上記②の在職による老齢厚生年金のカットについて
  - I、60~64歳までは、(年金額+給料額+前年1年の賞与/12)が28万円を超えると 超えた額の半分が年金からカットされる。(65歳~は46万円)
  - Ⅱ、雇用保険高年齢雇用継続給付との調整(65歳まで)
  - ①60 歳到達時に被保険者期間 5 年以上 ②60 歳到達時よりも賃金が 75%未満に低下
  - ③低下後の賃金が支給限度額(344,209円以下)

※61%未満に低下⇒新賃金の 15%が支給⇒同時に支給率の 4 割が年金停止率⇒ 6 %

- Ⅲ、雇用保険高年齢再就職給付金
- ①基本手当の支給残日数 100 日以上で再就職(残日数 200 日以上⇒2 年 100 日以上⇒1 年)
- ②60 歳到達時に被保険者期間 5 年以上 ③60 歳到達時よりも賃金が 75%未満に低下
- ④低下後の賃金が支給限度額(344,209円以下)
  - ※61%未満に低下⇒新賃金の 15%が支給⇒同時に支給率の 4 割が年金停止率⇒ 6 %